

令和7年度 琴平町高齢者新型コロナウイルス予防接種実施要領

(琴平・まんのう町内実施医療機関)

- ① 町は対象者には広報等で周知する。
(60歳～65歳未満の④(2)に該当する者には案内を個別送付する。)
- ② 町は町内医療機関に対し、下記の書類を持参する。
 - 一、新型コロナウイルス予防接種実施要領 一部(以下「新型コロナウイルス」は略す。)
 - 二、予防接種予診票、説明書、予防接種済証
 - 三、請求書及び請求明細書
- ③ 実施期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日(休診日を除く)
- ④ 今年度の定期接種の対象者(接種料の公費一部助成対象者)
町内に住所を有する者のうち下記(1)(2)に該当する者
 - (1) 65歳以上の方(接種日現在)
 - (2) 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及び、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(身体障害者手帳1・2級程度)
- ⑤ 希望者はマイナ保険証または資格確認書を持参し、医療機関で接種を受ける。
- ⑥ 公費助成回数は年度内1回とする。
- ⑦ 医療機関は、マイナ保険証または資格確認書のいずれかにより本人確認を行う。説明書を渡し、予診票の記入内容を確認後、接種を行う。接種後に本人に対し琴平町の予防接種済証を発行する。
- ⑧ 接種料金：15,600円(ワクチン代、税込み)
- ⑨ 自己負担：4,600円
生活保護世帯及び公民税非課税世帯の者(定期接種に限る)：無料(自己負担金免除申請が必要)
- ⑩ 自己負担免除(以下を医療機関へ提出する)
 - ・町に費用免除申請を行い、町は予防接種費用免除承認書を発行
 - ・令和7年度介護保険料の通知書2ページ目のコピー

}

【確認内容】

氏名、年度、非課税世帯であること

 - ・介護保険負担限度額認定証(有効期限内のもの)を本人または家族等が医療機関に提出する。
- ⑪ 接種できなかった者へ診察料：1,790円
対象者が健康不良で接種できなかった場合は、予診票を添付して町に請求するものとする。

- ⑫ 医療機関は、1 か月単位で請求書及び請求明細書に予診票を添付して、翌月10日までに町へ請求する。
- ⑬ 町は請求を受理した時は、内容を確認後40日以内に支払うものとする。
- ⑭ その他、必要事項は、その都度協議して決定する。